

情報共有・連携に向けた 政府での取り組み状況

平成29年3月2日
経済産業省商務情報政策局

世界最先端IT国家創造宣言(平成28年5月20日閣議決定)

I-1. これまでの代表的な成果

I-1-1 (1) 行政情報システム改革を通じた利用者志向の行政サービスの実現

- **文字情報基盤と共通語彙基盤を整備。国・地方公共団体がこれらの基盤を活用**することで、組織や業務分野を超えた行政情報システム間の連携が可能となり、円滑な公共サービスの提供を期待。

1. [重点項目1] 国・地方のIT化・業務改革(BPR)の推進

(1) 国のIT化・業務改革(BPR)の更なる推進

- 「電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプラン」等に基づき、**文字や用語、インターフェース等の相互運用性の向上を図る**とともに、国・地方公共団体の調達等に係る情報提供サービスの見直し等により、国民等の利便性を追求した総合的な情報利活用環境の整備に取り組む。

2. [重点項目2] 安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備

(1) 利用者志向のデータ流通基盤の構築

- 平成32年度を目処にITSやものづくりなどの11分野の官民システム連携の取組を推進(Society 5.0)。複数の事業者等の間で、**データの互換性を高めるため、データの語彙の統一やAPIの連携**等の官民システム間の更なる連携に取り組む。
- 上記11分野も含めた**官民システム全体の連携を目指し、データの語彙の統一やAPIの連携、IoT機器等のデータ連携に必要な標準化**、データのアクセス容易性の確保、国・地方公共団体・民間事業者等が保有するデータの一体的な利活用の促進の取組を推進

2. [重点項目2] 安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備

(3) 課題解決のためのオープンデータの「実現」(オープンデータ2.0)

- 我が国の政策課題を踏まえた強化分野(一億総活躍社会の実現、東京オリンピック・パラリンピック競技大会)を設定することにより、オープンデータサイクルを促すとともに、民間事業者等におけるオープンデータ的な取組についても一定の範囲内(競争領域ではなく、協調的な領域)で協力を依頼。
- 地方公共団体におけるオープンデータの取組について、防災などの地域を跨いだ共通的な分野とともに、各々の地域特性に応じたオープンデータの取組も併行して促す取組を推進。

世界最先端IT国家創造宣言 工程表 (平成 28 年 5 月 20 日 IT戦略本部決定)

[重点項目1]国・地方のIT化・業務改革(BPR)の推進

(1)国のIT化・業務改革(BPR)の更なる推進

【目標 (マイルストーン含む)】

- 一億総活躍社会の基盤となるべく、利用者へ価値を提供する視点から、拡張性、相互運用性等を確保した基盤の整備を行い、社会変化や技術変化に迅速に対応が可能なオープンな利用環境を通じて、利便性の高い電子行政サービスの提供を行う。

○オープンな利用環境の整備

- 「電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプラン」(平成 26 年 4 月 25 日各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議決定) に基づき (以下、語彙に係る取組まで同様)、業務目的に応じて適切な範囲の文字の導入を推進する。また、古い規格である JIS X 0212(補助漢字) は、今後整備される新規システムにおいては使用しないこととする。【内閣官房、関係府省庁】
- 法人名のフリガナ表記については、必要なシステム整備を完了した上で、登記手続の申請の際にフリガナの記載を求めることとするとともに、法人番号公表サイトにおけるフリガナ情報の提供も行えるようにし、法人が活動しやすい環境を早期に実現するべく、同サイトにおける英語表記を含め、平成 28 年度中に方針を策定する。【内閣官房、関係府省庁】
- システムの相互運用性確保と情報のオープン化の推進のため、共通語彙基盤の推進を行いつつ、平成29年度末までに、類似語彙への対応等、語彙データベースの高度化を図るとともに、データ変換等のツールを開発し公開する。平成29年度以降、語彙データベースを活用し分野別語彙の拡大を図るとともに、活用事例等を収集し普及を図る。【内閣官房、経済産業省、関係府省庁】
- 政府内のコード管理の考え方を整理の上、コード設計ガイドを平成 28 年度中に作成し、各府省庁は、公表可能なコードをオープンデータとして公開する。【内閣官房、関係府省庁】
- 調達情報の流通の効率化と情報活用を促進するため、官報に掲載する調達情報等を情報交換するためのAPIの活用に取り組む。また、地方公共団体にも該当APIの普及を図る。【内閣官房、総務省、経済産業省、関係府省庁】
- 東日本大震災に係る復旧・復興支援データベースを拡張のうえ、利活用を推進することによる国民や事業者の活性化を図るため、平成28年度早期に、利用者視点で情報提供のためのデータ構造の策定を行う。各府省庁は、Web サイト更改時などに順次、国民や事業者の利活用に資する公開可能な情報等を API を通じて公開することとする。また、地方公共団体にも API の普及を図る。加えて、平成29年度中に、国・地方公共団体を通じたポータルサイトの実証を行うとともに、実証結果を踏まえ、平成30年度以降、本番サービスの提供を行う。その際はマイナポータル、法人ポータル(仮称)等との連携を図りながら推進する。【内閣官房、総務省、関係府省庁】
- 法人に関連する語彙を平成28年度早期に整備し、法人ポータル(仮称)との連携を図る。各府省庁は、法人ポータルに関連したデータ公開を行う場合には、内閣官房が提供する法人ポータル共通フォーマットでのデータ提供を行うこととする。【内閣官房、経済産業省、関係府省庁】
- 電子行政分野におけるデータ等の共通化・相互運用性確保について、企画立案・維持管理を継続的に行うことができるようにするための機能(日本版 NIST)の整備について検討し、必要な措置を行う。【内閣官房、経済産業省、関係府省庁】

世界最先端IT国家創造宣言 工程表

[重点項目2]安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備

(1)利用者志向のデータ流通基盤の構築

【目標（マイルストーン含む）】

- 官民システム間の連携協調による、分野横断的なデータ流通基盤を構築する。
- 多種多様なデータを社会全体で共有し、活用することで、国民生活の利便性の向上、新ビジネスの創出等を図る

○データ流通基盤の整備

- 複数の事業者等でのデータの互換性を高めるため、データの語彙の統一や各種APIの連携等の官民システム間の更なる連携が必要。分野横断的なデータの互換性を高めることを目指し、官民システム間の連携のための、①語彙の統一やAPIの連携、IoT機器等のデータ連携に必要な標準化、②データへのアクセス容易性の確保、③国・地方公共団体・事業者等が保有するデータの一体的な利活用の促進の取組等を推進する。【内閣官房、内閣府、関係府省庁】

世界最先端IT国家創造宣言 工程表

[重点項目2]安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備 (3) 課題解決のためのオープンデータの「実現」(オープンデータ2.0)

【目標（マイルストーン含む）】

- 政策課題を踏まえた強化分野を設定することにより、当該分野の公開を推進し、利用者が課題の気付き・解決に取り組む中で、別のデータ公開のニーズ等が生まれ、更なるオープンデータ化が進むオープンデータサイクルを促進する。
- 官のオープンデータとともに、民におけるオープンデータの取組を一定の範囲内（競争領域ではなく、協調的な領域）で促進する。
- 地方公共団体における取組においては、防災等の地域を跨いだ共通的な分野とともに、各々の地域特性に応じた取組も併行して促進する。

○オープンデータの公開の促進

- 地方公共団体の取組においても、強化分野を含め、防災等の地域を跨いだ共通的な分野については、地方公共団体間のデータ連携や、データ形式の標準化等も検討しつつ推進する。また、政府 CIO による地方公共団体への訪問や、オープンデータ伝道師の制度を活用した地方公共団体への人の派遣、オープンデータパッケージやオープンデータ 100の横展開のみならず、地方特性に応じた課題解決に向けた取組を支援することで、地方公共団体の普及啓発や利活用に向けた取組を促進する。さらに、国のデータカタログサイトから地方公共団体のオープンデータも幅広く横断検索できる状況を実現する。【内閣官房、関係府省庁】
- オープンデータに係る基盤の維持管理を行うとともに、普及を図る。具体的には、平成 28 年度中に、法人用語彙及び法人活動関連用語彙を整備し、「法人ポータル（仮称）」との連携を図りながら政府内での普及を図る。また他分野の語彙についてもニーズの高い物から普及を図っていく。また、今後、分野別語彙の拡大を図るとともに、活用事例等を踏まえ導入の拡大を図っていく。【内閣官房、総務省、経済産業省】

官民データ活用推進基本法（平成28年12月7日）

（目的）

第一条 この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用（以下「官民データ活用」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他官民データ活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする。

（情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等）

第十五条 国及び地方公共団体は、官民データ活用に資するため、相互に連携して、自らの情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保、業務の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、多様な分野における横断的な官民データ活用による新たなサービスの開発等に資するため、国、地方公共団体及び事業者の情報システムの相互の連携を確保するための基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第4 デジタル・ガバメント推進方針

2. 官民協働を実現するプラットフォーム

様々な主体の間で円滑に行政データをやりとりするためには、相互運用性の確保が重要である。データや技術の標準の整備等、データ流通を促進する情報連携基盤の整備が必要である。

データ流通を促進する情報連携基盤の整備

- 行政が保有するデータについては、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行う（オープンデータ・バイ・デザイン）。
- 情報システム間でのデータ連携等、行政機関内外における行政データの円滑な流通を可能とするよう、データレイアウト、語彙、コード、文字等の標準化・共通化など、行政情報システムに係る規格の整備や相互運用性の確保に向けた取組を行う。
- 今後の情報連携のキーとなるマイナンバー制度・法人番号を徹底的に活用するため、利活用範囲の拡大を推進する。このため、新規にサービスを企画立案する、又は情報システムを更改する際にマイナンバー制度・法人番号を用いた情報連携の導入を検討する。加えて、その活用を前提として、各種申請等の手続及び様式等の見直しを進める。

官民データ活用のためのインタフェースの整備

- 行政データ及び行政サービスの提供に当たっては、国民や事業者のニーズ等を踏まえてAPIを整備し、民間等による利活用を可能とする。特に、新規に情報システムを整備する、又は情報システムを更改する際には、APIによる情報連携を前提に設計・構築を行う。
- 行政がWebサイト等において発信する情報については、機械的な情報収集やデータのマッシュアップが容易となるよう、民間等で使用されている既存の標準も踏まえ、Webサイトのデザインや公開ルールの共通化、データ構造の標準化を推進する。

プラットフォームの共用化と民間サービスの活用

- 効率的かつ効果的なプラットフォームの整備を行うため、共用化を前提とした共通システムや共通サービスの整備及び拡充を推進する。府省共通システムの継続的な充実及び強化や自治体クラウドの一層の推進に取り組む。
- 全国で同一水準の機能及び品質が求められる地方公共団体等のサービスについて、各主体において個別に情報システムの整備を行うのではなく、業務やデータの標準化を行いつつ、情報システムの整備や機能について、自治体クラウド等への集約化を推進する。加えて、自治体クラウドの広域化やグループ同士の統合等を進め、機能の共用化を促進する。
- プラットフォームの共用化の一環として、行政機関におけるテレワーク・リモートアクセス環境の共通化等、生産性の向上や多様なワークスタイルを実現する共通インフラの整備を推進する。
- 情報システムの導入に当たっては、全ての機能を行政自らが構築するという自前主義に拘泥するのではなく、民間クラウドや民間サービスを積極的に活用し、最新技術の導入や投資対効果の向上を図る。

データ活用基盤・課題解決分科会規制制度改革ワーキングチーム等

■ オールデジタル化への動きが急速に進み始めている。

これまでの議論（今後の検討の基本方針）

- 行政手続・民間取引IT化に関しては、「デジタルファースト」「コネクテッド・ワンストップ」「ワンスオンリー原則」の実現を通じて、画期的・効率的なサービス体験の提供を目指す。
 - デジタルファーストの実現（原則、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結）
 - コネクテッド・ワンストップの実現（民間サービスも含め、どこでも／一か所でサービスが実現）
 - ワンスオンリー原則の実現（一度提出した資料は、二度提出する必要がない仕組み）
- このような目標の下、次期アクションプランでは、特にマイナンバー制度・法人番号の徹底活用にあたって必要な制度課題や検討課題等を中心に盛り込む。

「画期的・効率的なサービス体験」を提供

マイナンバー制度・法人番号の徹底活用

次期アクションプランの策定

デジタルファースト
の実現

コネクテッド・ワン
ストップの実現

ワンスオンリー
原則の実現

<行政手続>

デジタルファースト
の実現

書面原則
からの脱却

対面原則
からの脱却

<民間取引>

※規制改革推進会議等における検討と連携しながら推進。

6

Society 5.0に向けた電子政府の構築を求める
(2017年2月14日一般社団法人 日本経済団体連合会)

4. 国民に支持される電子政府の構築に向けた達成目標
(1) 2020年達成目標: 国・地方を通じたデータ基盤#16の強化
求められる取組み

1. 行政機関間のデータ連携推進

2. 対面・書面原則からの転換(紙から電子へ)

・「官民データ活用推進基本法」に基づき、行政運営の簡素化及び効率化に資するICTのさらなる活用のために法改正が必要となる関連法制度の全数調査。特に、紙の作成や保存を義務付けている法令の網羅的な洗い出しを政府横断的に実施し、改正に取り組む。

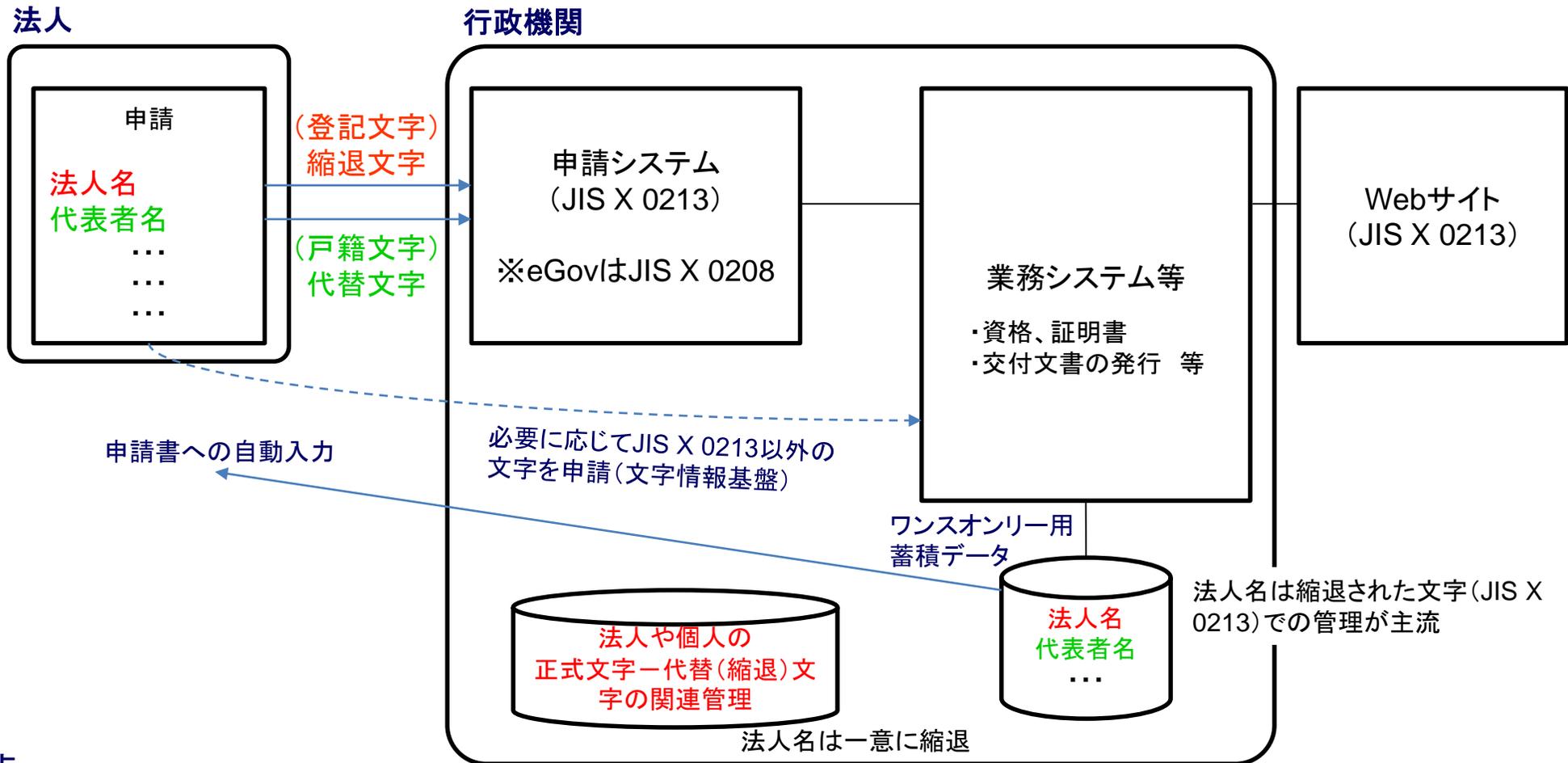
・システムで用いる漢字について、民間と行政の情報連携に際して過度の負担にならない範囲とするよう検討

・国・地方を通じた「システムの標準化」「クラウドファースト」の宣言と実行。

例えば、情報処理推進機構(IPA)の文字情報基盤の準拠や、必要に応じて代替文字を使用した情報連携について検討することが考えられる。

デジタルファーストやワンスオンリー実現時のイメージ

- データ流通を円滑に行うためには、文字の扱いの整理が必要。



論点 (Points for Discussion)

- ・文字の置き換えを「代替文字」、「縮退文字」のどちらで呼ぶか？
- ・業務システム内の文字は、代替(縮退)された文字で行って同等と考えてよいか？
- ・氏名の戸籍文字と代替文字の紐つけを誰が行うのか？

電子自治体の取組みを加速するための10の指針(平成26年3月24日総務省自治行政局)

【指針6】 明確なSLAの締結、中間標準レイアウトの活用 等 による最適な調達手 法の検討

■ 地方公共団体はクラウドベンダ選定の際に、サポート体制・セキュリティを含む業務に必要な非機能要件を十分に精査し、ベンダとの責任分界等を明確にしたSLAを締結すること。また、地方公共団体は、自治体クラウド等新規システムを調達する際、契約期間満了時に 業務システムが保有する実データを総務省が公開する中間標準レイアウト仕様によりデータ提供する旨を調達仕様書へ明記するとともに、地域情報プラットフォームに準拠したシステムを導入することで、将来にわたる競争性を確保すること。

<地方公共団体に期待される指針実行のための取組み>

- ② 新システムへの移行に際し、中間標準レイアウト仕様・地域情報プラットフォーム 等の活用を検討 国の動向も参考とし、文字環境の整理を行う。

参考資料

指針6 71

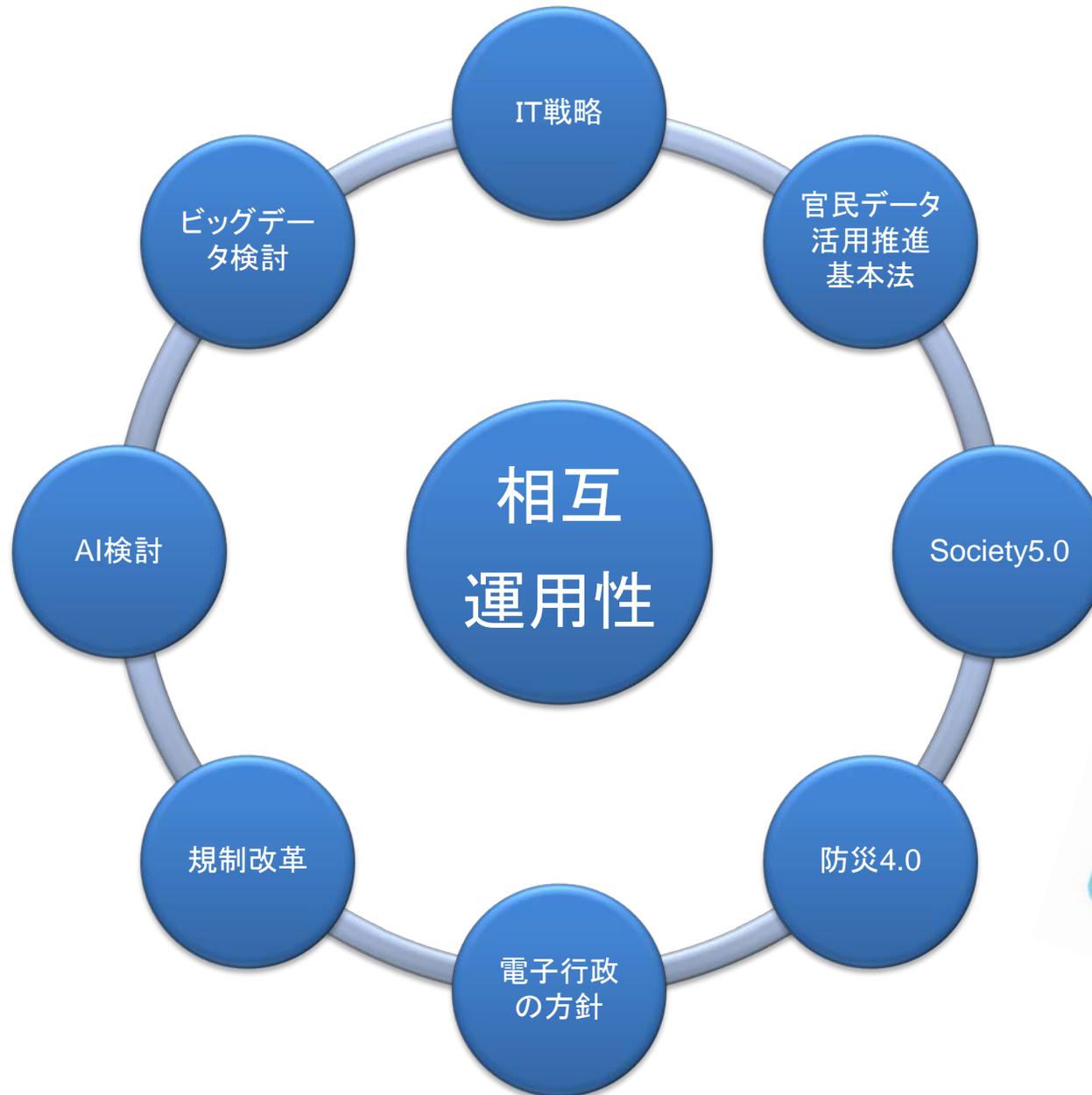
- 自治体クラウドで必要とされるSLA項目例
- SLMの業務フロー
- 中間標準レイアウトの有効性
- 地域情報プラットフォームについて
- 外字の問題と文字情報基盤について

外字の問題と文字情報基盤について

<文字情報基盤について>
平成22年度に、内閣府、総務省、経済産業省などの関係府省等により、行政機関の情報システムで人名等の漢字を効率的に扱う基盤として文字情報基盤が作成・公開された。
文字情報基盤は、住民基本台帳ネットワークシステム統一文字および戸籍統一文字に含まれる人名漢字等を中心に約60,000文字の漢字を取録した文字フォント（IPAj明朝フォント）および文字情報一覧表から構成される。文字情報一覧表には、整備した文字に関する文字図形情報、文字コード情報、画数など、文字の基本的情報を収録されている。国際標準のコード体系に従い、約58,000文字がコード化された。残り約2,000文字については現在コード化が行われ、2020年までは完了する予定となっている。

参考：独立行政法人情報処理推進機構ホームページ
(文字情報基盤整備事業について <http://mojikiban.ipa.go.jp/>)

相互運用性に関する検討が盛んに



Wow!!



共通語彙の取り組みの重点化

法人インフォメーションでの活用

太い柱

- 法人のデータフォーマットはこれで確立

埼玉県と県下市町村での活用

面での展開

- 広域データ標準化のモデルケース

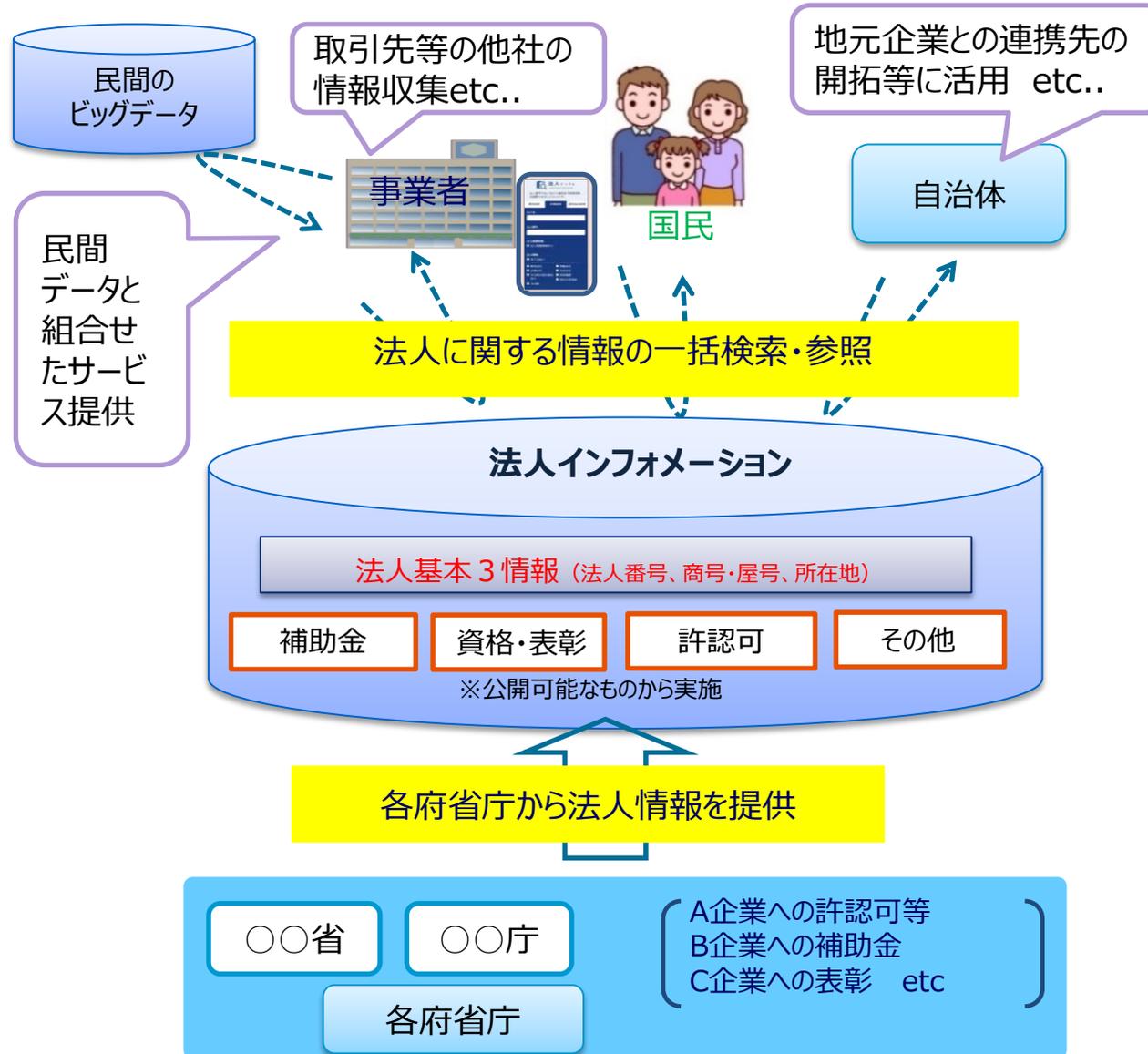
子育て支援施設、イベント、観光施設等の公開ドラフト
さらには制度情報等への展開。

ニーズに対応

- ニーズの高い語彙のセットを公開

■ 政府が保有する法人活動情報を、一括検索、閲覧、取得できるサービス。

- 取引先等の情報収集や連携先の開拓等の際に、政府からの補助金や表彰等の状況が確認可能。
- また、機械可読に適した形式で、外部からデータを自動取得可能としており、民間データと組み合わせたサービス等にも活用可能。
- スマートフォンにも対応。
- 全府省から26万件のデータを収集。



(参考) 想定利用例

中小企業

◆ 新規取引先の信用調査
契約相手となる法人について、国からの受託実績や表彰情報、許認可情報などを確認することで、信用調査を補完

◆ 新規顧客/提携先の開拓
国の事業受託実績より、法人の業務分野や得意分野を把握し、自社との取引や提携可能性のある法人を抽出



情報サービス業/コンサルタント

◆ 訪問先に関する事前調査
訪問先の法人や取引先について国からの受託実績等を事前に確認することで、訪問先の状況を踏まえた打合せを行う

◆ 企業の実態把握
企業のHP更新がなされていない場合に、国からの許認可の有無や更新状況を確認することで、企業としての実態があるかどうかを把握

国・自治体

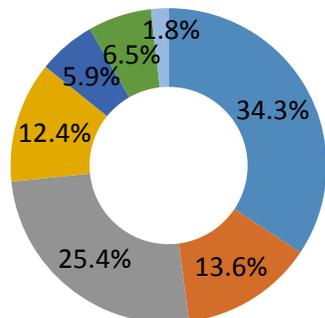
◆ 地域等の先進企業発掘
表彰、補助金情報等を基に、地域で先進的な取組を行っている企業等を抽出、政策立案や地域の産業構造分析に活用

◆ 表彰等における適格性調査
表彰等の候補法人について、表彰履歴・処分履歴等を基に、表彰対象としての適格性を確認

(参考) 経済産業省版法人ポータル (ベータ版) でのアンケート結果 (抜粋)

- ✓ 平成28年4月22日に一般公開した経済産業省版法人ポータル (ベータ版) において、利用者から意見、要望等を集約するためアンケートを実施。(アンケート集計期間 (H28.5.10~7.21)、アンケート回答数: 70件。アンケートは現在も実施中)

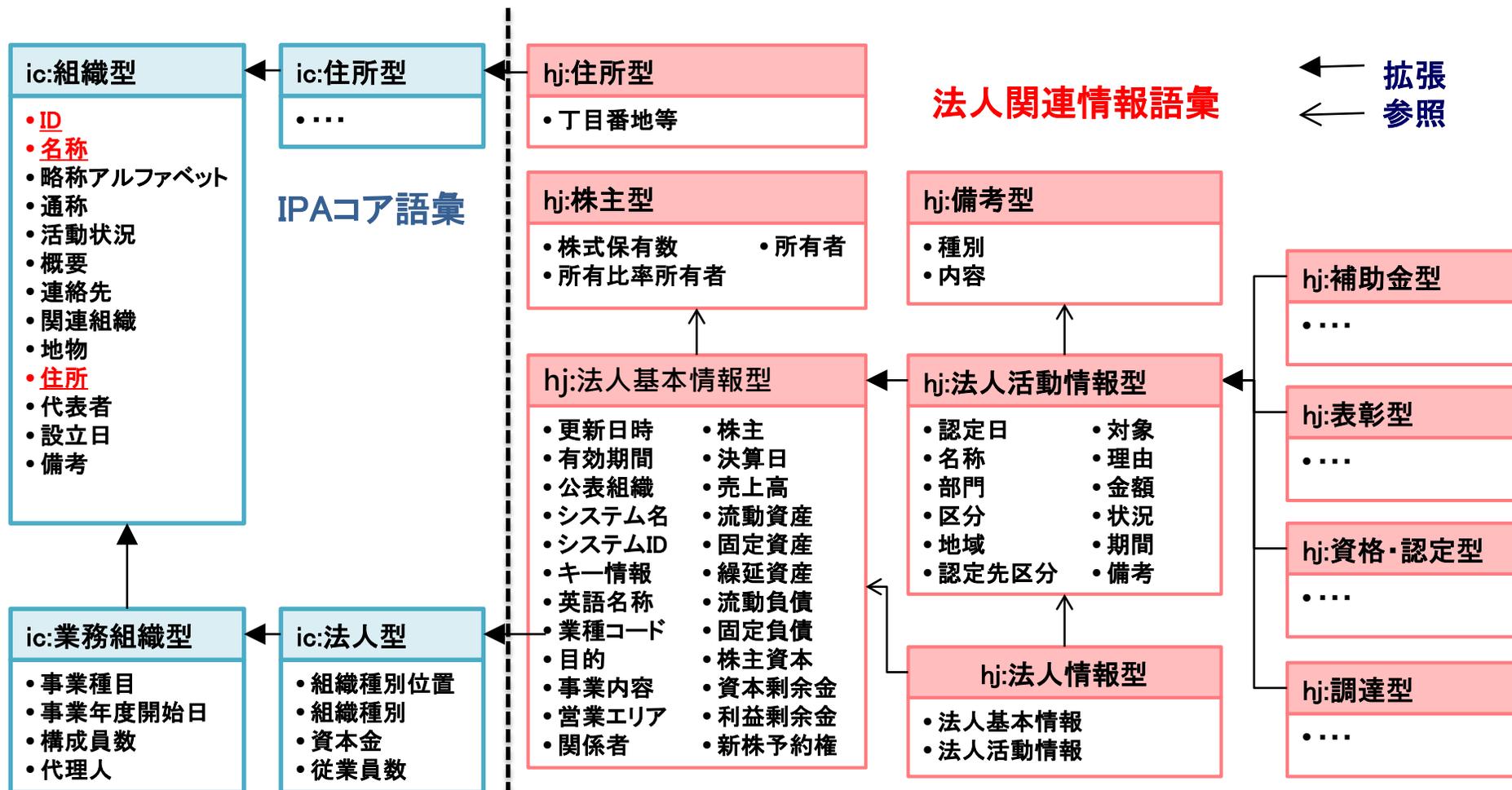
想定する使用目的



- ・取引先 (候補を含む) の活動状況確認のため (34.5%)
- ・投資先 (候補を含む) の活動情報確認のため (13.6%)
- ・競合他社の分析 (25.4%)
- ・自社の経営方針検討 (12.4%)
- ・就職・転職先 (候補を含む) の活動状況確認 (5.9%)
- ・学術研究 (6.5%)、その他 (1.8%)

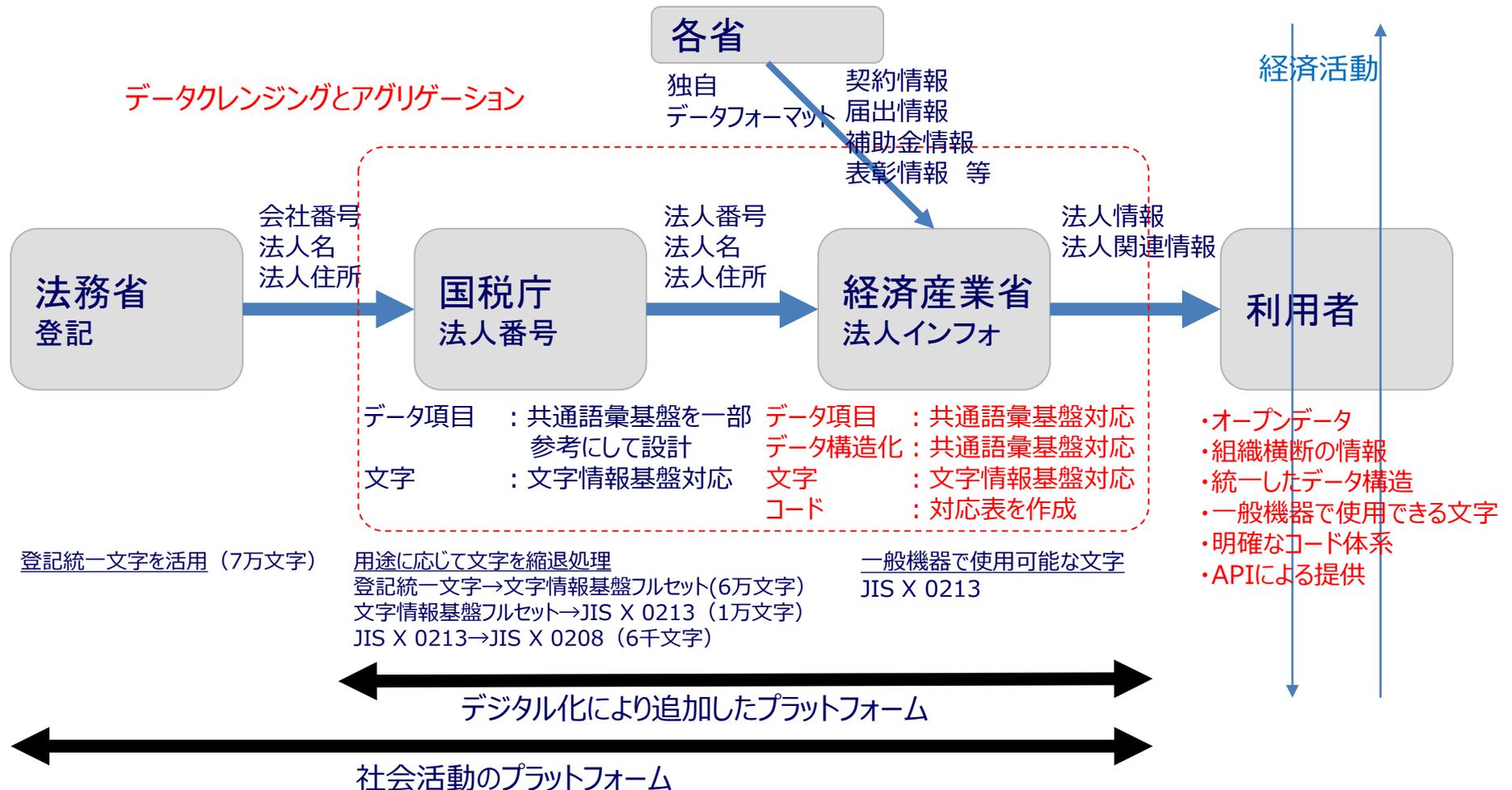
法人関連情報語彙の整備

- 共通語彙基盤のコア語彙を継承し、「法人関連情報語彙」を新たに整備。
- 今後、各府省が法人関連情報を公開する際の共通語彙として活用を想定。



法人番号、法人インフォメーションでのデータの流れ

- 縮退マップにより文字の縮退を実施
- また、各府省の保有する情報を統一フォーマットに集約して管理。



法人番号の導入を機に、社会における法人情報は抜本的に環境改善

- コード : 法人番号
- 文字 : 文字情報基盤の範囲内で運用。(一対一の縮退マップを使用)
JIS X 0213 (JIS第4水準) の範囲内で運用可能
(=スマートフォンなどの機器で活用可能)
- フリガナ : 付与する方向で検討中 (IT戦略工程表)
- 英語名 : 付与する方向で準備中 (IT戦略工程表)
(国税庁で4月から開始)

縮退文字での運用での留意事項

- ・契約書
- ・資格証明書
- ・賞罰

ただし、これまでも厳格な運用をしてきたわけではないので、法律等で登記上の表記を指定しなければ問題ないと考えられる。

埼玉県オープンデータポータル

- 県と市町村が共通形式でデータを公開
- 広域、分野横断で情報の活用が可能



公共施設情報
イベントカレンダー
広報誌URL
観光地情報
地元グルメ情報
文化財一覧
保育園・幼稚園情報
AED設置場所情報
景観情報
ゆるキャラ情報

ワークショップ

対象候補

コメント

合宿

コメント

最終調整

公開

分野横断でデータ項目を共通化

■ 全ての分野で基本データ構造を共通化

データ名称		公共施設情報				
■データ項目						
No	データ項目	必須	共通語彙	データ形式	データ例	備考
1	団体コード	○	組織_ID	テキスト (改行なし)	112345	
2	団体名	○	組織_名称	テキスト (改行なし)	〇〇市	
3	種別		施設_種別	テキスト (選択)	本庁舎	
				・本庁舎/支所/出先機関/地域機関 ・図書館/美術館/博物館 ・公園/プール ・スポーツ施設/健康施設 ・就業支援施設/産業支援施設 ・医療施設/福祉施設 ・警察/消防		
4	名称		名称_表記	テキスト (改行なし)	〇〇庁舎	
5	概要			テキスト (改行なし)		20字~100字程度の文章とすること。
6	通称			テキスト (改行なし)		
7	住所_表記		住所_表記	テキスト (改行なし)	埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15-1	都道府県名から番地まで区切りなく記入する。丁目以下は半角数字で記載し、ハイフンで接続。
8	施設_緯度		座標_緯度	世界測地系	35.85728252	
9	施設_経度		座標_経度	世界測地系	139.6477938	
10	施設_電話番号		連絡先_電話番号	000-000-0000	048-824-2111	
11	ホームページ		設備_Webサイト	URI表記	http://www.stadium2002.com/	
12	開始時間		設備_利用可能時間	99:99		
13	終了時間		設備_利用可能時間	99:99		
14	日時備考			テキスト (改行あり)	日曜は開庁	
15	自由記述欄					

データ名称		地元グルメ情報				
■データ項目						
No	データ項目	必須	共通語彙	データ形式	データ例	備考
1	団体コード	○	組織_ID	テキスト (改行なし)	112345	
2	団体名	○	組織_名称	テキスト (改行なし)	〇〇市	
3	店舗_名称	○	設備_名称	テキスト (改行なし)	〇〇店	店舗名を記入
4	概要		設備_説明	テキスト (改行なし)		20字~100字程度の文章とすること。
5	店舗_住所	○	場所_住所	テキスト (改行なし)	〇〇市〇〇町1丁目5-10	都道府県名から番地まで区切りなく記入する。丁目以下は半角数字で記載し、ハイフンで接続。
6	店舗_緯度		座標_緯度	世界測地系	36.1251044	
7	店舗_経度		座標_経度	世界測地系	139.475651	
8	区分	○		B級グルメ取扱、地産地消、S級グルメ認定	S級グルメ認定	複数ある場合は、カンマ記号","で区切る。
9	特産品名			テキスト (改行あり)	川幅うどん	B級グルメの名称や地産地消で扱う食材等を入力。
10	カテゴリー	○	施設_種別	和食、日本料理・懐石、寿司、しゃぶしゃぶ・すき焼き、うどん、そば、洋食、カレー、イタリアン、フレンチ、パスタ・ピザ、中華、焼肉、韓国料理、アジア、インド料理、スペイン、ラーメン、カフェ、お好み焼き、居酒屋、ダイニングバー、創作料理、その他	和食,うどん	複数ある場合は、カンマ記号","で区切る。
11	開始時間		設備_利用可能時間	99:99	09:00	
12	終了時間		設備_利用可能時間	99:99	16:30	
13	日時備考			テキスト (改行あり)	休日は、月曜日 (祝休日、ゴールデンウィーク期間、7、8月は開	

公開ドラフト (http://imi.go.jp/pd/)

■ コミュニティで作った語彙などを公開



- ・子育て支援施設
- ・イベント
- ・観光施設

語彙とその説明				参考: 主要サービス提供者でのデータ項目						
IMI	ラベル	説明	入力例	記入例	必須等	Code For Sapporo Code For Tokyo	アスコエ パートナース	横浜市金沢区	BODIK	自治体サイトでよく見られる項目
施設種別		施設としての種別(ここでは「保育施設」に固定)	保育施設							○
ID>体系>名称	ID体系名	次項目のIDを管理する組織や体系の名前を記入。毎年IDを付け替える場合には、後に(20XX)と年号を付加。	子育てニコニコアプリ	〇〇市(2016)						
ID>識別子	ID	各組織やアプリや自由に活用	sp-012345		○					
場所>名称	名称	施設名称(正式名称を記入)	分園等の場合、「〇〇保育園分園」等と記入。	ニコニコ学園「のびのび保育園」	◎	○	○	○	○	○
場所>名称(かな)	名称(かな)	施設名称のかなを記入。								
場所>通称	通称	施設名称の通称等、簡易に表示したい名前を記入。(ラベル表示等で使う)	のびのび保育園	〇〇保育園	△	○				
施設>要約	要約	施設の要約を120文字以内で記入。(以下のコピー)		自主性を生かし...						
施設>説明	説明	施設の概要。最初の段落内に120文字以内で概要を記載し、詳細は改行後の次段落以降で後述。(一覧表示で概要を表示するときに、最初の120文字を利用。詳細画面では全文を表示)		本園では、子供たちの想像力を伸ばすことを心掛けており、自然を生かした園庭を使い、子供たち...	○		○			○
施設>種別	施設種類	幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、幼稚園、公立保育所、民間保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、小規模保育事業C型、事業所内保育事業、認可外保育施設、ベビーホテル	#REF!	認可保育所	◎	○		○	○	○
住所>郵便番号	郵便番号	郵便番号を999-999形式で半角で記入。		999-9999	△		○	○	○	○
住所>表記	住所	住所表記を都道府県から番地まで記入。		東京都千代田区霞が関2-3-2	◎	○	○	○	○	○
住所>都道府県	都道府県	都道府県名を記入。		東京都						
住所>市区町村	市区町村	市区町村名を記入。		千代田区						
住所>方番	ビル名、部屋番号等	ビル名等が住所とは別に記入できる場合には記入。		〇〇ビル3階						
座標>座標参照系	測地系	「世界測地系(WGS84)」で固定								
座標>経度	経度	経度			○	○	○	○	○	
座標>緯度	緯度	緯度			○	○	○	○	○	
地物>参照>名称	施設のURLにつける名前	urlで参照する情報にタイトルがある場合に記入する。特に指定がない場合には「施設のWebページ」とする。	施設のWebページ	施設のWebページ						
地物>参照>url	施設のURL	施設の詳細情報を確認できるurlを記入する。	http://*****.jp	http:*****	○	○		○	○	○
地物>画像>名称	画像名	urlで参照する画像にタイトルがある場合に記入する		外観						
地物>画像>url	画像	施設の画像のurlを記入する。		http:*****						
地物>関連>役割[運営者]	運営者	運営者名を記入する。		〇〇市	○	○	○	○	○	○
地物>関連>役割[運営者]	運営者法人番号	運営者の法人番号を記入	〇〇学園							
地物>アクセス	アクセス	アクセス方法を記入する。以下のように見出しを付けることわりやすい。 【鉄道】路線名と最寄駅を記入する。 【バス】バス路線名等の関連情報を記入する 【徒歩】* * *分		【鉄道】京王線「調布駅」 【徒歩】5分					○	
建物[保育スペース]>敷地面積	敷地面積	敷地面積	600	999						
建物[保育スペース]>敷地面積	敷地面積(m2)	敷地面積(m2)	200	999						

制度情報等への展開

- 復旧・復興支援制度データベース (<http://www.r-assistance.go.jp>)
 - 給付金等の情報を国・自治体で一元的に提供



来年度に向け改修準備中(この一環で、制度等の語彙を公開予定)